

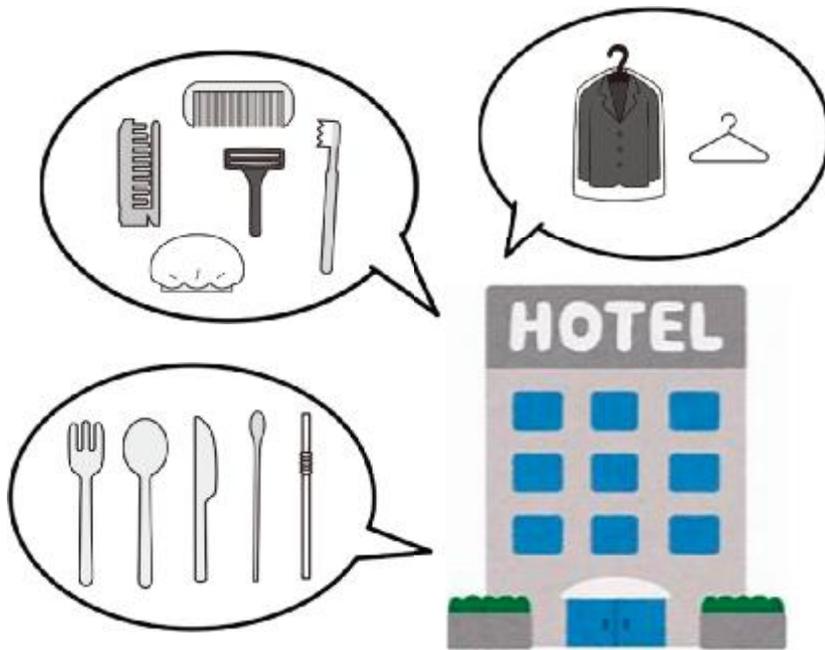
12/26(月)まで受付延長

補助金申請総額が予算額に達した場合は申請の受付を終了します。

宿泊施設におけるプラスチック使用製品 転換促進補助金の募集のお知らせ

大阪府は、府内のホテル等で提供されるアメニティなどの使い捨てプラスチック製品を代替製品に転換することを支援し、2025年大阪・関西万博に向け、プラスチックごみ削減の意識醸成と社会全体の行動変容を図っていきます。

SDGsに取り組みされる宿泊事業者の皆さま、本補助金を活用しませんか？



＜代替製品の例＞

- ・木製や紙製などの製品
- ・バイオプラスチック製品
- ・植物などを混ぜプラスチックを削減した製品 等



本補助金の概要

対象者：府内に宿泊施設を有する宿泊事業者

対象事業：宿泊施設(施設内の直営の飲食店、小売店等含む)で無償で提供されている使い捨てプラスチック製品*の代替製品への転換

*プラスチック資源循環法で提供の抑制対象となる12品目

対象経費：代替製品への転換の増額分全額

補助上限：**300万円**（1施設あたり）

予算額：1億2千万円（上限額で40件分）

申請期限：**令和4年12月26日（月）午後5時まで**



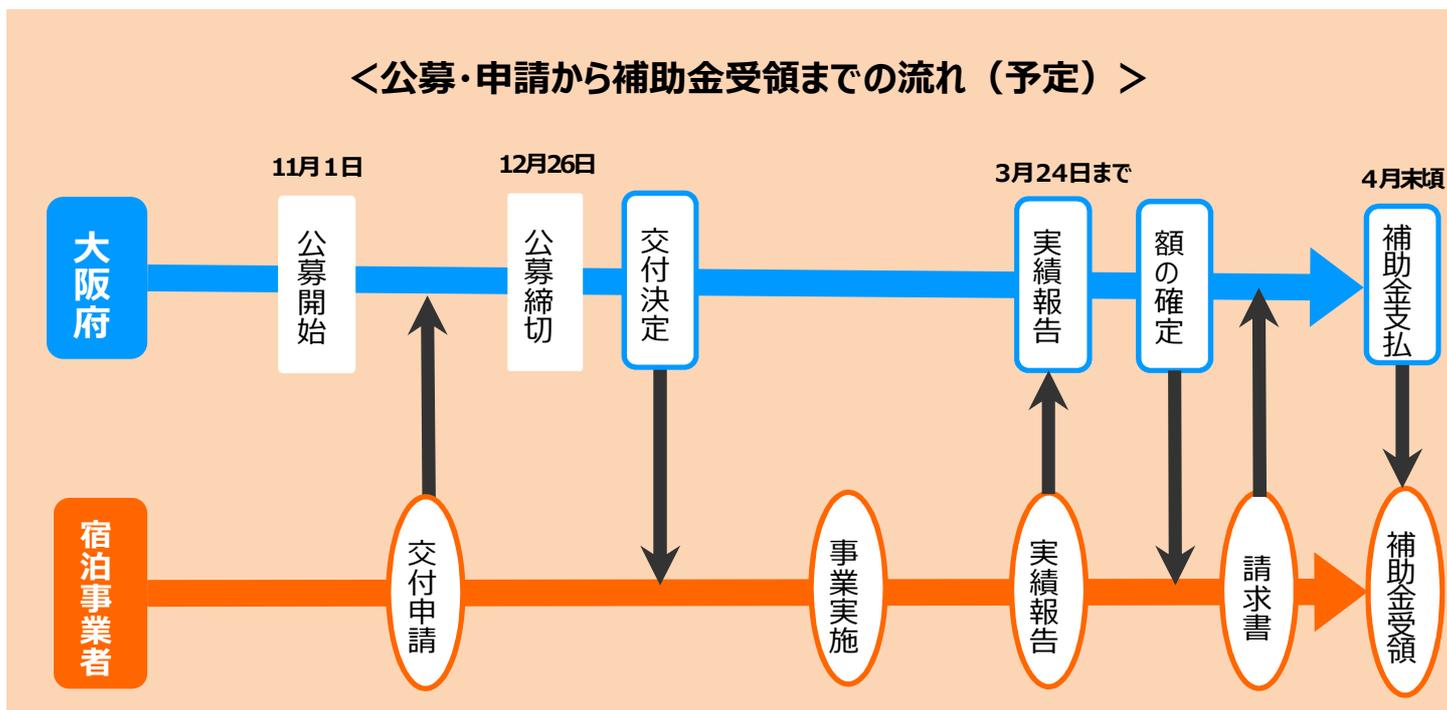
※詳細は裏面をご覧ください。

宿泊施設におけるプラスチック使用製品転換促進補助金

補助対象者	<p>旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けている者で、大阪府内に同法第2条第2項又は第3項の営業に係る施設を運営し、以下の事項を誓約する者</p> <p>①「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」の趣旨に賛同し、プラスチックごみに係る宣言をすること https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/kaiyoplastic/shukuhaku_sengen.html</p> <p>②プラスチック使用製品の代替製品への転換を令和7年度末まで継続すること</p> <p>③大阪府が実施するプラスチックごみ対策に関する施策に協力すること</p> <p><small>※大阪府補助金交付規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当する場合、国や地方公共団体が施設を所有、管理又は運営する場合、宗教法人が宿泊施設を管理又は運営する場合、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」の施設及びこれに類する施設を管理又は運営する場合は対象外。</small></p>
補助対象事業	<p>宿泊施設において、宿泊者等に無償で提供しているプラスチック使用製品（プラスチック資源循環法で定められている特定プラスチック使用製品12品目）について、バイオプラスチックやプラスチック以外の素材（25%以上）等の代替製品に新たに転換する事業</p>
補助対象経費	<p>プラスチック使用製品から代替製品への転換前後における購入額の増額分の全額とし、上限額は300万円とする。消費税や振込手数料等の間接経費は除く。</p> <p><small>※対象数量は、旅館業許可申請上の「寝台を置く客室の定員の合計」（以下「収容定員」という。）に応じた合理的な量、代替品が繰り返し使用できる製品の場合は、収容定員の量を限度とする。 ※補助金申請総額が予算額に達した場合は申請の受付を終了する。 なお、補助金申請総額が予算額に達しない場合は、募集期間を延長することがある。</small></p>
申請期限	<p>令和4年12月26日（月）午後5時まで ←延長しました</p>
申請方法	<p>大阪府行政オンラインシステムにより申請してください。 URL：https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home ※「手続き一覧（事業者向け）」のページで「プラスチック」で検索してください。</p>
申請書類	<p>補助金交付申請書及び以下の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・補助事業内容が確認できる書類 ・旅館業法営業許可書（写し） ・旅館業許可申請書（写し） ・要件確認申立書 ・暴力団等審査情報 ・誓約書 ・補助金の交付を受ける金融機関の口座情報（通帳の写し等） ・転換前・後の製品カタログ等（素材、配合率等がわかるもの）

※詳しくは、本補助金交付要綱及び公募要領をご覧ください。

<公募・申請から補助金受領までの流れ（予定）>



※補助金の交付は、補助事業完了後の精算払いとなります。